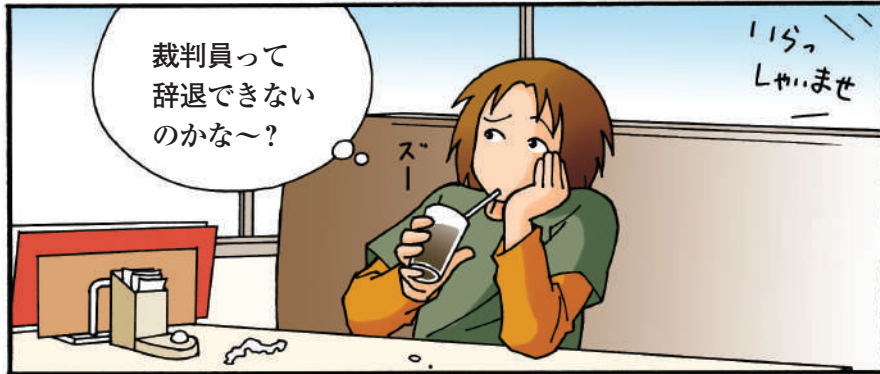


Q10

裁判員を辞退することはできないのですか？



A10

基本的にはできませんが、法律等で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとならないようにとの配慮などから、法律や政令に例えば次のような辞退事由が定められており、裁判所がこれらの事情にあたる認めれば辞退することができます。



70歳以上の人



学生、生徒



- ・妊娠中・出産の日から8週間以内
- ・妻・娘の出産のための入退院の付き添いまたは出産の立ち会い



- ・重い病気やけが
- ・親族・同居人の通院等の付き添い



親族や同居人の 養育・介護

その他の事情としては、次のようなものがあります。

- ・とても重要な仕事があり、自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があって、別の日に行うことができない。
- ・過去一定期間内に、裁判員等の職務に従事したり、裁判員候補者等として裁判所に行ったことがある(辞退が認められた人は除く。)
- ・重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある。